

広島県告示第二百十号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和七年三月十日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 おあがり場公園横地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市阿品台の国土地理院四等三角点「阿品台」（北緯三四度一九分四一秒七三一九、東経一三二度一八分五七秒八九一一、標高二七・九四メートル）

基点一 基準点から一四五度四七分四二秒の方向三九六・六三メートルの点

基点二 基点一から七七度二一分一秒の方向一二〇・五九メートルの点

基点三 基点二から一九七度五六分一六秒の方向二三一・二四メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十七日

2 宮島町一一五六地先地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市沖塩屋の国土地理院三等三角点「沖山」（北緯三四度一六分五五秒八二四五、東経一三二度一五分五九秒九四八三、標高三・〇八メートル）

基点一 基準点から九二度五八分一秒の方向一、七二三・九一メートルの点

基点二 基点一から三〇六度四五分四五秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三〇度三二分五〇秒の方向二六九・八五メートルの点

基点四 基点三から四五度一九分五八秒の方向一九五・〇三メートルの点

基点五 基点四から一二九度四〇分五一秒の方向二〇・〇〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十七日

3 多々良潟地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市大野の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三一・一二メートル）

基点一 基準点から一六〇度〇三分二六秒の方向一、三二一・三四メートルの点

基点二 基点一から六三度五一分五三秒の方向四九六・五八メートルの点

基点三 基準点から一五〇度五八分〇七秒の方向一、五一四・五四メートルの点

基点四 基点三から三三三度一七分一三秒の方向二・〇二メートルの点

基点五 基準点から一五五度〇五分二四秒の方向一、五一三・五三メートルの点

基点六 基点五から二二一度三三分三秒の方向五・一八メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十七日

4 宮島水質管理センター地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市宮島町の国土地理院四等三角点「宮島」（北緯三四度一八分〇二秒〇二七〇、東経一三二度一九分二〇秒一二七八、標高二六・九九メートル）

基点一 基準点から二四七度五三分二一秒の方向一、三二一・三六メートルの点

基点二 基点一から六七度〇八分一五秒の方向八八・八八メートルの点

基点三 基準点から二四一度一七分五〇秒の方向一、三三二・九六メートルの点

基点四 基点三から二七五度四八分一秒の方向六・〇四メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十七日